

新旧対照表

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	
新	旧
第1条 (現行どおり) (非課税口座開設届出書等の提出) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 但し、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下、「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出して下さい。 また、「非課税口座廃止通知書」が提出さ	第1条 (省略) (非課税口座開設届出書等の提出) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 但し、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下、「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出して下さい。 また、「非課税口座廃止通知書」が提出さ

れる場合において、当該廃止通知書の交付の
基因となった非課税口座において、当該非課
税口座を廃止した日の属する年分の非課税
管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定
若しくは特定非課税管理勘定に上場株式等
の受入れが行われていた場合には、当該非課
税口座を廃止した日から同日の属する年の
9月30日までの間は当該廃止通知書を受理
する事ができません。

2～6（現行どおり）

第3条～第5条の2（現行どおり）

（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範
囲）

第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けら
れた特定累積投資勘定においては、お客様が
当社と締結した累積投資契約に基づいて取
得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置
法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲
げる上場株式等のうち、定期的に継続して取
得することにより個人の財産形成が促進さ
れるものとして、当該上場株式等（公社債投
資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指
図型投資信託約款（外国投資信託の場合に
は、委託者指図型投資信託約款に類する書
類）において租税特別措置法施行令第25条
の13第15項各号の定めがあり、かつ、内
閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要
件を満たすもの限り、「（非課税口座）継続適
用届出書」の提出をしたお客様が出国した日
から「（非課税口座）帰国届出書」の提出が
あった日までの間に取得をした上場株式等
で（1）に掲げるものを除きます。）のみを受
け入れます。

（1）第3条の3第2項に基づき特定累積
投資勘定が設けられた日から同日の
属する年の12月31日までの間に受
け入れた上場株式等の取得対価の額
（購入した上場株式等についてはそ
の購入の代価をいい、払込みにより取
得をした上場株式等についてはその

れる場合において、当該廃止通知書の交付の
基因となった非課税口座において、当該非課
税口座を廃止した日の属する年分の非課税
管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定
若しくは特定非課税管理勘定に上場株式等
の受入れが行われていた場合には、当該非課
税口座を廃止した日から同日の属する年の
9月30日までの間は当該廃止通知書を受理
する事ができません。

2～6（省略）

第3条～第5条の2（省略）

（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範
囲）

第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けら
れた特定累積投資勘定においては、お客様が
当社と締結した累積投資契約に基づいて取
得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置
法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲
げる上場株式等のうち、定期的に継続して取
得することにより個人の財産形成が促進さ
れるものとして、当該上場株式等（公社債投
資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指
図型投資信託約款（外国投資信託の場合に
は、委託者指図型投資信託約款に類する書
類）において租税特別措置法施行令第25条
の13第15項各号の定めがあり、かつ、内
閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要
件を満たすもの限り、「（非課税口座）継続適
用届出書」の提出をしたお客様が出国した日
から「（非課税口座）帰国届出書」の提出が
あった日までの間に取得をした上場株式等
で（1）に掲げるものを除きます。）のみを受
け入れます。

（1）第3条の3第2項に基づき特定累積
投資勘定が設けられた日から同日の
属する年の12月31日までの間に受
け入れた上場株式等の取得対価の額
（購入した上場株式等についてはそ
の購入の代価をいい、払込みにより取
得をした上場株式等についてはその

払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 120 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の所得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。) (2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 第 5 条の 4～第 2 1 条 (現行どおり) 附則 2013 年 9 月 6 日 制定 2015 年 1 月 1 日 施行 2016 年 1 月 1 日 施行 2017 年 1 月 1 日 施行 2019 年 3 月 1 日 施行 2021 年 6 月 21 日 施行 2023 年 10 月 1 日 施行 2024 年 1 月 1 日 施行	払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 120 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式等の所得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。) (2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 第 5 条の 4～第 2 1 条 (省略) 附則 2013 年 9 月 6 日 制定 2015 年 1 月 1 日 施行 2016 年 1 月 1 日 施行 2017 年 1 月 1 日 施行 2019 年 3 月 1 日 施行 2021 年 6 月 21 日 施行 2023 年 10 月 1 日 施行
--	---